

組合員の皆様へ

共同受注の遂行において、取扱いの徹底・改善が求められる下記事項について、組合員間の連絡調整を密にして適切に対処されますよう事務連絡いたします。

記

- 1 点検業務における個人組合員への点検依頼については、加入推薦の責任法人組合員と十分、協議し調整を図ること。
- 2 幹事会社及び点検組合員は、共同受注に係る情報共有を確実に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う発注者側の意向等を、幹事会社及び点検組合員は情報共有し遵守すること。

以上

令和2年8月7日（金）15時30分  
静岡県消防設備保守点検業協同組合